

## 専決処理報告 第1号

### 高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則の専決処理報告

高知県スポーツ振興審議会規則（昭和37年高知県教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

#### 高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に掲げる事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

## 教育委員会規則

高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

### 高知県教育委員会規則第21号

#### 高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

高知県スポーツ振興審議会規則（昭和37年高知県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「高知県スポーツ振興審議会条例（昭和37年高知県条例第12号。以下）」を「高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号。第3条において）」に、「高知県スポーツ振興審議会（）」を「、高知県スポーツ推進審議会（）」に、「に関し、」を「の組織及び運営に関し」に改める。

第2条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条中「条例第7条による」を削り、「同条」を「条例第7条第2項」に、「会議を開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改める。

第4条中「教育委員会」を「高知県教育委員会」に改める。

第5条第1項中「教育委員会事務局職員の中から教育委員会」を「高知県教育委員会事務局の職員の中から高知県教育委員会」に改め、同条第2項中「委員及び」を「、委員及び」に改める。

第6条第1項中「及び出席委員」を「並びに出席した委員及び臨時委員」に、「の指名する者に」を「が指名する者に会議録を」に改める。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「条例及び」を削り、「会議その他議事運営に関し、」を「審議会の運営に関し」に、「審議会で」を「、会長が審議会に諮って」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 參考資料

新 旧 対 照 表

新

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県スポーツ推進審議会条例(昭和37年高知県条例第12号。第3条において「条例」という。)第8条の規定に基づき、高知県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、1年度につき3回以内開催する。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(会議の成立)

第3条 会議について、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、条例第7条第2項の規定にかかわらず、議事を開き、及び議決をすることができる。

(委員及び臨時委員の辞職)

第4条 委員及び臨時委員は、高知県教育委員会の同意を得て辞職することができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干名を置き、高知県教育委員会事務局の職員の中から高知県教育委員会が任命する。

2 幹事は、委員及び臨時委員を補佐する。

(会議録)

第6条 会議録には、会議の次第並びに出席した委員及び臨時委員の氏名を記載するものとし、幹事の中から議長が指名する者に会議録を調製さ

旧

高知県スポーツ振興審議会規則

高知県スポーツ振興審議会規則(抜粋)

本則

(目的)

第1条 この規則は、高知県スポーツ振興審議会条例(昭和37年高知県条例第12号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき高知県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、1年度につき3回以内開催する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(会議の成立)

第3条 条例第7条による会議について、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、同条の規定にかかわらず会議を開くことができる。

(委員及び臨時委員の辞職)

第4条 委員及び臨時委員は、教育委員会の同意を得て辞職することができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干名を置き、教育委員会事務局職員の中から教育委員会が任命する。

2 幹事は委員及び臨時委員を補佐する。

(会議録)

第6条 会議録には、会議の次第及び出席委員の氏名を記載するものとし、幹事の中から議長の指名する者に調製させるものとする。

せるものとする。

## 2 略

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 2 略

### (会議の議事運営)

第7条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会議その他議事運営に関し、必要な事項は審議会で定める。